

建設労働者雇用支援事業の委託費の算定に当たり、研修や講習の受講者数が正しく報告されていなかったため、委託費の支払額が過大

1件 不当金額(支出) 3062万円

1 建設労働者雇用支援事業の概要

厚生労働本省は、雇用管理責任者の育成等を目的として、毎年度、建設労働者雇用支援事業(以下「委託事業」)を委託して実施している。委託事業は、雇用管理責任者が雇用管理に必要な知識を習得することなどを目的として、雇用管理研修(以下「研修」)の開催、職業紹介責任者講習会及び雇用管理責任者講習(これらを「講習」)の開催等の業務を実施するものである。

委託契約書によれば、受託者は、委託事業が終了したときは、委託事業に係る実施結果報告書及び精算報告書を同本省に提出することとされている。そして、同本省は、受託者から精算報告書の提出を受けたときは、契約金額と委託事業に要した額とを経費区分ごとに比較して、いずれか低い額を合計することにより委託費の額を確定することとされている。

また、委託事業に係る仕様書によれば、研修や講習を受講した人数(以下「受講者数」)の合計が年間の目標値である7,000人を下回った場合には、次の式により算定した額を契約金額の経費区分ごとの額から減額することとされている。この場合の委託費の額は、減額後の契約金額と委託事業に要した額とを経費区分ごとに比較して、いずれか低い額を合計することにより確定することとされている。

$$\boxed{\text{契約金額の経費区分ごとの額から減額する額}} = \boxed{\frac{7,000\text{人} - \text{受講者数}}{7,000\text{人}}} \times \boxed{\text{契約金額の経費区分ごとの額}}$$

そして、同本省は、総合評価落札方式による一般競争入札により、株式会社労働調査会との間で、平成31年4月及び令和2年4月に委託契約(元年度契約金額7370万円、2年度契約金額7150万円)をそれぞれ締結して、委託費として計1億4304万円(元年度7154万円、2年度7150万円)を2年4月及び3年4月に会社に支払っている。

2 検査の結果

同本省は、会社から提出を受けた実施結果報告書に基づき、元年度の受講者数を6,903人であるとして、契約金額の減額を行った上で、委託費の額を7154万円と確定していた。また、2年度については、受講者数が7,093人であるとして契約金額の減額を行わずに、委託費の額を7150万円と確定していた。

しかし、会社は、研修や講習の受講申込みがあった人数を受講者数として実施結果報告書を作成していたため、会社が同本省に提出した実施結果報告書に記載していた受講者数には、受講を事前にキャンセルした者や当日に欠席した者の人数が含まれており、これらの人数は元年度が計1,259人、2年度が計1,904人となっていた。このため、これらの人数を除いた正しい受講者数は元年度が5,644人、2年度が5,189人となる。

そこで、上記の正しい受講者数に基づいて元年度の適正な委託費の額を算定すると5942万円となり、委託費の支払額との差額1212万円が過大に支払われていた。また、同様に、2年度の適正な委託費の額を算定すると5300万円となり、委託費の支払額との差額1849万円が過大に支払われていた。

したがって、元、2両年度で計3062万円の委託費が過大に支払われていて、不当と認められる。